

あま市パートナーシップ条例(仮称)のたたき台

	素 案	意 見 等
名称	あま市パートナーシップによるまちづくり条例	
前文	<p>あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、古来より農業を中心に発展しつつ、多くの歴史と文化を形成してきました。また、近年は都市化の進展もあり、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成してきました。</p> <p>一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化により、地域のつながりが薄れ、住民の連帯感が希薄になりつつあります。また、市民一人ひとりが様々な価値観を持つことにより、その複雑化したニーズに対する公共サービスを提供することが難しくなっています。</p> <p>三つの町域が手を組み、新しく生まれたわがあま市は、互いの特色を生かし、かつ補完し、強力なスクラムを組んだまちづくりをしていかななくてはなりません。そして、この地域に潜在する市民の力、歴史・文化など様々な地域資源を最大限に活かしながら、一生涯住み続けたいと思えるあま市を築いていくことが必要です。</p> <p>そのためには、市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かしあう為に、それぞれが手を繋ぎ合える環境を作らなくてはなりません。また、まちづくりを担う様々な組織や人々が対等な立場で助け合い、相互に協力し、連携していくことが大切です。</p> <p>パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここに市民協働のまちづくりを推進する条例を制定します</p>	
目的	この条例は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市が、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。	
定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナーシップ 市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割や責任を自覚し、相互に協力・連携をしながら同一の目的のために行う活動をいう。</p> <p>(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(3) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当しないものをいう。</p> <p>(4) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。</p>	
基本理念	<p>市民等及び市は、お互いに支え合う地域社会を実現するため、対等の立場でそれぞれの役割と責務を分担し、次の理念のもとパートナーシップによるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 市民全員参加によって、主体的にまちづくりに取り組むこと。</p> <p>(2) 相互に役割と責務を理解し、協力すること。</p> <p>(3) 互いに思いやりを持って、自主性・自立性を尊重すること。</p> <p>(4) 相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有すること。</p>	